

## 一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会の運営に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会（以下「本協会」という。）定款第35条の規定により、本協会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定款で定義した用語は、この規則に適用する。

### (法人の構成員)

第2条 定款第5条の特別会員には、大阪府内の市町村単位で構成される協会（以下、「市町村協会」という。）を含む。

### (会員資格の取得)

第3条 定款第6条の規定により会員になろうとする者のうち、第5条第1項の正会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 第5条第1項の一般会員であって、定款第11条に規定するチーム会員は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下、「日本協会」という。）の新登録管理システム（ラグビーファミリー）の定める手続きにより登録することをもって一般会員の資格を取得する。チーム会員の構成メンバーたる個人の一般会員においても同様の手続きを経なければならない。

3 登録料は別表1のとおりとする。

### (経費の負担)

第4条 定款第7条の規定により、会員が負担する額は別表2のとおりとする。

### (会員総会)

第5条 本協会が実施する事業に関する情報の提供と共有並びに会員相互間の意思疎通を図り、もって本協会の円滑な運営に資するため、会員総会を実施する。

2 会員総会は定款第5条に規定するすべての会員を対象とする。

3 会員総会は、会長が招集し、年1回開催する。

### (理事の職務分担)

第6条 業務執行理事及び理事の職務は次のとおりとする。

(1) 会長（代表理事）は法人を代表して業務を執行する。

(2) 副会長は会長を補佐し、法人の業務執行の総合調整を行う。

(3) 理事長は法人の運営に係る実務全般を統括する。

(4) 書記長は理事長を補佐し、法人の運営に係る実務の調整を行う。

(5) 会計は法人の予算経理全般を掌る。

(6) 業務執行理事でない理事（一般理事）は業務執行を監督するとともに、理事会に出席するし意見を述べる。

### (職務の代行)

第7条 会長に事故があるときは、副会長が、副会長に事故があるときは理事長が業務執行に係る職務を代行する。ただし、規則第11条に規定する事項を除く。

### (役員の就任制限)

第8条 定款第25条の規定に関わらず、役員及び定款第36条に規定する委員会の委員長（以下「役員等」という。）は、70歳を超えて就任できない。ただし、理事会において相当の理由があると認められた場合はこの限りではない。

### (理事会の構成等)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第10条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の招集順序)

第11条 定款第32条第2項の規定により、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに理事会を招集する理事の順序は副会長、理事長の順序とする。

(委員会及び部会)

第12条 理事会に委員会及び部会並びに常任委員会を置く。

2 委員会及び部会の構成は、別表3のとおりとする。

3 委員長及び部会長は、会長、副会長及び理事長が協議し、会長が選任する。

4 委員会の委員は、各委員長の推薦により会長の承認を得て、会長が委嘱する。

5 常任委員会は、業務執行理事及び各委員会の委員長並びに委員会の推薦により会長が承認した者で構成する。

6 常任委員会は、各委員会が行う事業の連絡調整及び日本協会等関係機関からの通達や方針の伝達等委員会相互の意思疎通を図り、本協会が行う事業の円滑な遂行に資することを目的とする。

7 常任委員会は会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに常任委員会を招集する者の順序は前条の例による。

(事務局)

第13条 事務局に職員を置くことができる。

2 事務局は会長の指揮監督のもとで業務を行う。

3 事務局の運営に関する規程は別途定める。

(謝金)

第14条 本協会の指示により本協会の業務に携わるものに支給する謝金の支給対象者、業務の内容、支給額の上限は別表4のとおりとする。

(旅費及び交通費)

第15条 本協会の役員及び会員並びに会長の指名した者が、会長の指示により本協会の業務と認める出張をする場合は旅費を支給する。

2 旅費は、交通費、宿泊費とする。

3 前項に規定する旅費は、別表5-1及び5-2により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、これによりがたい場合はその限りでない。

4 前3項の規定に関わらず、大会主催者等出張先の機関から旅費の支給があった場合は、該当する旅費を支給しない。

5 理事会、常任委員会及び会長が認める本協会の業務で事務局及び業務の処理に必要な地に出務した者は、交通費実費を支給する。

附則

(実施日)

第1条 本規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本規則第8条の役員等の年齢に関する規定は、この法人の設立時及び令和3年度に就任する者には適用しない。